

健 健 発 0303 第 1 号
老 高 発 0303 第 1 号
老 認 発 0303 第 2 号
老 老 発 0303 第 1 号
令 和 3 年 3 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 健 康 課 長
厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について
（改正）

高齢者施設の従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築につきましては、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）において、御協力をお願いしたところです。

今般、同通知別添1から別添3までを別添のとおり改正することとしました。改正の趣旨は下記のとおりですので、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いします。

なお、医療・介護関係団体等に対しましても、この取扱いにつき、周知しておりますことを申し添えます。引き続き、高齢者施設の従事者への接種体制の構築につき、格段の御協力をお願いいたします。

記

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種をできるようにされているところ。

高齢者が集団で居住する施設等で従事する者（以下「高齢者施設の従事者」という。）の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止す

る対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ接種順位と位置付けている。

この高齢者施設の従事者の範囲の考え方に変更はないが、新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があり、居宅サービス事業所等の従事者もこうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接することが考えられることを踏まえ、

- ・市町村の判断によって、
- ・自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等について、
- ・当該事業所等に従事する者で、そうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員を対象に含むことができることとするため、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和３年１月28日付け健健発0128第１号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）別添１から別添３までを別添のとおり改正する。

（添付資料について）

別添 「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和３年１月28日付け健健発0128第１号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）別添【改正後全文（改正箇所を朱字で明記）】

※ なお、改正後の「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」の別添資料の構成は以下のとおり。

別添１ 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

別紙 高齢者施設の従事者への接種について

別紙の補足資料 居宅サービス事業所等の従事者への接種について

別添２ 市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

別添３ 高齢者施設による入所者等への接種体制の構築